

行政文書公開拒否決定通知書

平成27年1月21日

野村 一也 様

神奈川県公安委員会



平成26年11月28日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。
なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、上記の異議申立てを行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の異議申立てをした場合においては、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	2013年1月1日より同年12月31日の期間において、各公安委員に支払われた報酬を示す書類。 同期間において、会議以外の目的で神奈川県警察本部庁舎に出勤した日にと時間帯、名称または目的を示す書類。
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由) 公開請求に係る行政文書は作成も取得もしていないため存在しません。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当課室	総務部 総務課 公安委員会室 電話番号 045-211-1212 内線 1913

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

行政文書一部公開決定通知書

平成27年1月21日

野村 一也 様

神奈川県公安委員会



平成26年11月28日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には、公開することができない部分の一部あることを御了承ください。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、上記の異議申立てを行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の異議申立てをした場合においては、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	2013年1月1日より同年12月31日の期間において、神奈川県公安委員会の委員が会議を行った日にちと時間帯、会議の名称または目的を示す書類。
公開することができない部分及び理由	(公開することができない部分の概要) 別紙記載のとおり 神奈川県情報公開条例第5条第1号、第4号及び第6号該当 (理由) 別紙記載のとおり
行政文書の公開の期日及び場所	平成27年1月30日午前8時30分から午後5時15分までの間に、 (神奈川県県政情報センター（県庁第二分庁舎1階）)にお越しく下さい。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で事務担当課室まで御連絡ください。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、 同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当課室	総務部 総務課 公安委員会室 電話番号 045 - 211 - 1212 内線 1913

- 備考
- 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
 - 2 「行政文書の公開の期日及び場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
 - 3 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 4 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

別紙

文書名	公開の範囲	公開することができない部分の概要	非公開の理由	該当条項
公安委員会会議録 決裁（平成25年1 月9日付）	一部公開	2頁1の2行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年1 月16日付）	一部公開	3頁2(2)の4行目 ストーカー事案警告に係る所属名 及び実施年月日	公開することにより、犯罪を誘発するなど、犯罪の予防、捜査に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。	第5条 第6号
公安委員会会議録 決裁（平成25年1 月23日付）	一部公開	3頁2(1)の1行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年1 月30日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年2 月6日付）	一部公開	3頁2(1)の1行目及び2行目2か所 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
		4頁4(3)の4行目、6行目及び7行目 ストーカー事案警告に係る所属名 及び実施年月日	公開することにより、犯罪を誘発するなど、犯罪の予防、捜査に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。	第5条 第6号
公安委員会会議録 決裁（平成25年2 月13日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年2 月20日付）	一部公開	5頁5の7行目、9行目、11行目及 び12行目 被疑者及び被害者の勤務先	個人が識別され得る情報に該当するため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年2 月27日付）	一部公開	3頁2(1)の1行目及び1から2行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年3 月6日付）	一部公開	5頁3(2)の4行目及び5行目 ストーカー事案警告に係る所属名 及び実施年月日	公開することにより、犯罪を誘発するなど、犯罪の予防、捜査に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。	第5条 第6号

文書名	公開の範囲	公開することができない部分の概要	非公開の理由	該当条項
公安委員会会議録 決裁（平成25年3月13日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年3月27日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年4月3日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年4月10日付）	一部公開	2頁1の2行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年4月17日付）	一部公開	5頁5の5行目 被害者の関係情報	特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年4月24日付）	一部公開	3頁2(1)の1行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年5月1日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年5月8日付）	一部公開	3頁2(1)の1行目及び2行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
		3頁3(1)の6行目 ストーカー事案警告に係る所属名 及び実施年月日	公開することにより、犯罪を誘発するなど、犯罪の予防、捜査に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。	第5条 第6号
		5頁5(2)の2行目 被害者の関係情報	特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため。	第5条 第1号

文書名	公開の範囲	公開することができない部分の概要	非公開の理由	該当条項
公安委員会会議録 決裁（平成25年5 月22日付）	一部公開	4頁3(2)の5から6行目 被疑者の関係情報 5頁5(3)の2行目、4行目、13行目 及び17行目 事件発生場所町名及び被害者の関 係情報 6頁5(3)の1行目及び2行目 事件発生場所町名	特定の個人が識別され、又 は識別され得る情報に該当す るため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年5 月29日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年6 月5日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年6 月12日付）	一部公開	4頁2(2)の7行目、7から8行目、 8行目、10行目、11行目2か所 被害者及び被害者の関係情報	特定の個人が識別され、又 は識別され得る情報に該当す るため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年6 月19日付）	一部公開	3頁2(2)の8行目、10行目及び11行目 ストーカー事案警告に係る所属名 及び実施年月日	公開することにより、犯罪 を誘発するなど、犯罪の予防、 捜査に支障を及ぼすおそれが ある情報に該当するため。	第5条 第6号
		3頁2(3)の3行目 被害者及び被疑者の関係情報 4頁4(2)の3行目 被疑者の関係情報	特定の個人が識別され、又 は識別され得る情報に該当す るため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年6 月26日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年7 月5日付）	公開			

文書名	公開の範囲	公開することができない部分の概要	非公開の理由	該当条項
公安委員会会議録 決裁（平成25年7 月10日付）	一部公開	3頁2(1)の1行目及び2行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
		4頁4(2)の8行目 ストーカー事案警告に係る所属名 及び実施年月日	公開することにより、犯罪を誘発するなど、犯罪の予防、捜査に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。	第5条 第6号
公安委員会会議録 決裁（平成25年7 月24日付）	一部公開	3頁2(1)の1行目及び2行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年8 月7日付）	一部公開	3頁1(4)の1行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
		4頁3(2)の4行目、6行目、7行目 及び9行目 ストーカー事案警告に係る所属名 及び実施年月日	公開することにより、犯罪を誘発するなど、犯罪の予防、捜査に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。	第5条 第6号
公安委員会会議録 決裁（平成25年8 月21日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年9 月4日付）	一部公開	3頁2の2行目及び3行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
		4頁3(2)の5行目 被疑者の関係情報	特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年9 月11日付）	一部公開	3頁2の2行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年9 月18日付）	公開			

文書名	公開の範囲	公開することができない部分の概要	非公開の理由	該当条項
公安委員会会議録 決裁（平成25年9 月25日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年10 月9日付）	一部公開	9頁8(3)の題名及び2から3行目 協定締結に係る企業名	本協定は、企業名の非公開 を条件として締結したもので あり、公開することにより、 災害対策業務に支障を及ぼす おそれがある情報に該当する ため。	第5条 第4号
公安委員会会議録 決裁（平成25年10 月16日付）	一部公開	4頁1の4行目 少女の年齢	特定の個人が識別され、又 は識別され得る情報に該当す るため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年10 月23日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年10 月30日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年11 月6日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年11 月13日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年11 月20日付）	一部公開	3頁2(2)の1行目及び1から2行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得 る、又は個人の権利利益を害 するおそれがある情報に該当 するため。	第5条 第1号
公安委員会会議録 決裁（平成25年11 月27日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年12 月4日付）	一部公開	4頁2(5)の3行目、7行目及び8行目 ストーカー事案警告に係る所属名 及び実施年月日	公開することにより、犯罪 を誘発するなど、犯罪の予防、 捜査に支障を及ぼすおそれが ある情報に該当するため。	第5条 第6号

文書名	公開の範囲	公開することができない部分の概要	非公開の理由	該当条項
公安委員会会議録 決裁（平成25年12 月11日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年12 月18日付）	公開			
公安委員会会議録 決裁（平成25年12 月25日付）	一部公開	3頁2の2行目 監察報告に係る所属名	特定の職員が識別され得る、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。	第5条 第1号
		4頁5の5から6行目 捜査内容	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。	第5条 第6号